



ឧត្តរាស៊ី អូរីយ៉ង់តាល  
Oriental Bank | 东方银行

ANDERSEN.

# カンボジアにおける 法人登録に関するよくある質問

[kh.andersen.com](http://kh.andersen.com)

# 目次

<b>商業省(MOC)</b> .....	<b>1</b>
企業名の予約 .....	1
カンボジアで設立可能な企業形態 .....	1
資本金の支払/銀行確認 .....	3
事務所の賃貸契約 .....	4
配当金の分配 .....	4
定款(AOI) .....	4
公証 .....	5
株主 .....	5
株主代表 .....	6
取締役 .....	6
株券 .....	8
ドメインネーム .....	9
商標・商号 .....	10
<b>租税総局(GDT)</b> .....	<b>12</b>
銀行口座開設 .....	12
税務代表者のGDT手続き .....	13
税務代表者によるGDT手続きの免除 .....	17
ビザの種類 .....	17
パスポート問題 .....	18
GDT申請書 .....	18
連絡先・メールアドレス .....	19
<b>労働職業訓練省(MLVT)</b> .....	<b>19</b>
従業員の割合 – 採用 – 労働時間 – 会社のマーケティング .....	19
<b>国家社会保険基金(NSSF)</b> .....	<b>20</b>

## 商業省 (MOC)

### 企業名の予約

**Q** 企業名を登録するにはどうすればよいですか。

**A** 新企業名登録の要求は、カンボジアのオンライン・シングル・ウィンドウ・サービス (CamDx) システムを通じて行う必要があります。まずは名前の予約をします。これが承認されたら14日間有効で、その期間に予約した名前を新企業の登録に使用できます。

**Q** 法律事務所との正式な契約/確認がない場合でも、設立可能な企業名を検索することはできますか。

**A** はい、正式な契約がなくても、次のように会社名を検索することができます。

1. 商業省の公的企業検索で非公式検索、及び
2. MOCの担当者に確認します。

(上記の検索は、潜在的に利用可能な名前を特定することのみを目的としているため、使用可能かどうかの最終的な判断は、正式な名前予約要請があった際にMOCが行うものとします)

### カンボジアで設立可能な企業形態

**Q** カンボジアにはどのような企業形態がありますか。

**A** 商業企業法及びその改正 (LCE) に基づき、カンボジアに於いては、以下の企業形態の設立が可能です。

1. 個人事業主
2. パートナーシップ
3. 有限責任会社
  - a. 非公開有限会社
  - b. 公開有限会社
  - c. 私的有限会社
4. 駐在員事務所
5. 支店
6. 現地法人

**Q 適格投資プロジェクト(QIP)のステータスを申請できるのは、どのような企業形態ですか。**

**A** カンボジアでQIPステータスを申請できる企業は以下の通りです。

1. パートナーシップ
2. 有限責任会社

**Q 外国企業はカンボジアに支店や子会社を登録することはできますか。**

**A** はい、外国企業(親会社)はカンボジアに支店または子会社を登録することができます。

**Q MOCアカウントの開設と有効化とはどういう意味ですか。**

**A** CamDxシステムによる登録では、企業はMOCオンラインシステムのアカウント権利を正式に取得するまでは、LCEが求めているMOCでの企業変更の手続きを進めることが出来ないことになっています。アカウントを設定するにはMOCに別途申請する必要があります。これは、年次申告や企業情報の変更登録等、企業の秘書的業務が処理されるアカウントです。

**Q 支店と子会社の違いは何ですか。**

**A** 支店と子会社の違いは以下の通りです。

子会社の場合

- カンボジアの法律では外国企業は51%から100%の外国資本比率で子会社を設立することができます。
- 子会社は、外国の自然人または法人が禁止されている行為(土地の所有等)を除き、現地法人と同様の事業活動を行うことができます。子会社は有限責任会社として設立され、親会社への転嫁責任を持たない別個の法人格を有するため、カンボジア国内で責任を囲い込むことができます。

支店の場合

- 支店は親会社から独立した法人として扱われないため、親会社は支店の損失と負債に責任を負い、支店の資産は親会社に帰属します。
- 支店長は複数も可能です。

## 資本金の支払/銀行確認

**Q** 新たに設立された法人はいつ資本・資金を注入しなければいけませんか。

**A** LCEによれば、株主はMOCに登録している際に引受株式の資本金が支払われていることが望ましい。実務では、MOCは会社を設立する段階で、株主が資本金を払い込んだかどうかを確認することはしていません。

**Q** 株主は現物出資ができますか。また、どのような形態の現物出資が認められますか。

**A** 会社の資本金には、現金及び現物が含まれます。現物資本として認められるのは、商標権、著作権、パテント、土地、役務、無形財産或いは商標ライセンスを使用する権利などです。

**Q** 株式はいつ発行されますか。

**A** 株式は、その代金が現金、現物、またはサービスによって完済されるまでは発行されません。

**Q** 登録資本金に関する法律や規制はありますか。

**A** 最低株式数を定める規定(以前は1株当たり最低額面額4,000リエルの1,000株)は、LCEの改訂版では廃止されました。以前は、会社の最低資本金は400万リエル(約1,000米ドル)と定められていました。この法改訂にもかかわらず、実務では当局は最低資本金要件である400万リエルを引き続き強制しており、それ以下の資本金の会社を登録することはできません。

**Q** 会社を設立する場合、銀行口座に入金できる特定な金額はありますか。

**A** 会社の銀行口座を開設する際、特定の金額を入れる必要はありません。但し、最低金額は銀行によって異なる場合があります。

## 事務所の賃貸契約

**Q** 会社の住所を登録するために、クメール語で賃貸契約を締結することは法定要件ですか。

**A** カンボジアにはクメール語のみで賃貸契約を締結することを義務付ける特定の法律要件はありません。但し、実務では、締結された契約書が英語版しかない場合、当局はケースバイケースでクメール語への翻訳を要求することがあります。

**Q** 会社登録プロセスには賃貸契約書の登録が必要ですか。

**A** カンボジアでは会社登録プロセスの一環として賃貸契約書を登録するという特別な要件はありません。

## 配当金の分配

**Q** 株主への配当金はどのように支払われますか。

**A** 株主に配当金を分配するには取締役会で配当金の分配を決議する必要があります。その後、会社は配当を発表し、基準日を設定し、配当日を決定し、支払を行います。

## 定款(AOI)

**Q** 法律と実務に基づき、定款は誰の署名で作成される必要がありますか。

**A** 定款は、株主、会長、取締役によって青インクで作成される必要があります。

カンボジア当局は書類の執行方法に非常にこだわっています。黒インクで署名された書類は受け入れられません。書類には、権限を与えられた取締役及び株主が青ペンで署名し、青インクで社印を押す必要があります。書類作成に少しでもミスがあると、当局は書類を拒否します。

**Q** 電子署名は当局に受け入れられますか。

**A** カンボジア当局は電子署名を使用した書類を受け付けていません。

## 公証

**Q** 新企業の登録にはどのような書類を公証する必要がありますか。

- A**
- ・ 株主会社の定款
  - ・ 株主の設立証明書
  - ・ 株主の代表者を任命する委任状

## 株主

**Q** 株主とは誰を指しますか。

**A** 株主とは、会社の株式を少なくとも1株保有する個人または法人を指し、これにより株主は会社の一部所有者となります。有限会社の場合、株主の会社に対する責任は、株主の引受価額に限定されます。株主は一般市民または外国人でも構わないが、主な条件は18歳以上であります。

**Q** 株主総会に必要な頻度、場所及び方法は何かですか。

**A** 株主総会の頻度、場所及び方法は会社の定款によって決定されます。株主総会は会社の登録日から12ヶ月以内に開催されなければなりません。株主総会は通常、会社の登録住所において開催されますが、株主総会で議決権を有する株主の全会一致の同意により、カンボジア内外の別の場所で開催することもできます。

**Q** 株主総会の一般的な定足数と議決要件は何かですか。

**A** 株主総会の特定の定足数と議決権要件は会社の定款によって決定されます。既定では、株主総会の定足数は、議決権株式を保有する株主の出席が過半数であることです。

LCEでは認められている株主議決は2種類あります。

- ・ 普通決議：株主総会に出席した株主の議決権の過半数の賛成により可決される決議。
- ・ 特別決議：出席株主の議決権の3分の2以上の賛成により可決される決議。

AOIIは、LCEが特別決議による可決を必要とすることを条件として、株主の議決権割合に応じて決定される事項を定めることができます。

**Q 株主の役割と責任は何ですか。**

**A** LCEでは株主が決定する事項の例としては、以下のようなものがあります。

- 会社の定款を承認または修正すること。
- 普通議決により取締役を選任または解任すること。
- 会社の資本金を増減すること。
- クラスまたはシリーズ株式に付随する権利、特権及び制限を変更すること。
- 会社の財務諸表を承認すること。
- 株主総会に出席し、議決権を行使すること。
- 株式の所有権、譲渡、または移転の登記を行うこと。
- 会社に関する関連情報を入手すること。

## 株主代表

**Q 株主代表とは誰を指しますか。**

**A** 株主代表とは株主総会において企業を代表するために委任状を通じて企業株主から任命された個人を言います。株主が複数の代表者を任命することは禁止されていませんが、実務では指定された代表者全員が総会に出席し、可決された株主議決に署名しなければなりません。

**Q 株主代表の役割と責任は何ですか。**

**A** 株主の義務と権利と同じです。

## 取締役

**Q 取締役とはどういう意味ですか。**

**A** 取締役とは、取締役会のメンバーであり、会社の業務を管理する責任を負います。取締役会の会長は、政府当局及び公衆に対する会社の代表者とみなされます。会長を含む取締役はカンボジア人でも外国人でもかまいませんし、カンボジアに居住している必要はありません。



**Q 取締役会に必要な取締役の最低数と最大数は何人ですか。**

**A** 非公開有限会社には少なくとも1人の取締役が必要で、公開有限会社には少なくとも3人の取締役が必要です。法律で取締役数の上限は定められていません。

**Q 取締役会に必要な頻度、場所及び方法は何かですか。**

**A** 取締役会の頻度、場所及び方法は会社の定款によって決定されますが、取締役会は少なくとも3か月に1回開催する必要があります。取締役会は通常、会社の登録住所において開催されますが、取締役会で議決権を有する取締役の全会一致の同意により、カンボジア内外の別の場所で開催することもできます。

**Q 取締役会の一般的な定足数と議決要件は何ですか。**

**A** 取締役会の具体的な定足数と議決要件は、会社の定款によって決定されます。既定では、取締役総数の過半数が定足数となり、取締役会議決は出席取締役の過半数議決で可決されます。

**Q 取締役の役割と責任は何ですか。**

**A**

- 役員を選任及び解任。
- 会社の役員の給与及びその他の報酬を決定すること。
- 定款の変更、または会社と第三者との間の合併もしくは統合の合意を株主に提案すること。
- 会社の解散または清算を株主に提案すること。
- 会計原則及び配当金を受ける権利を有する株式の種類ごとの支払条件に従って配当を宣言すること。
- 会社の有価証券の発行、再発行、または売却すること。

**Q 会社は毎年会計監査を受けなければならないですか。**

**A** いいえ、カンボジアの全ての会社が年次会計監査を受ける必要があるわけではありません。年次会計監査が必要な会社は以下の通りです。

- 公営企業
- 公的説明責任を負う企業
- QIP企業
- その他、以下のうち少なくとも2つの条件を満たす会社：
  - 年間売上高が40億リエルを超える
  - 総資産が20億リエルを超える
  - 従業員数が100人以上(年間平均ベース)

**Q 監査役は株主と取締役会のどちらが任命しますか。**

**A** 監査役は通常、年次総会(AGM)において普通決議によって株主によって任命され、次回のAGMまでその任命を維持し、その後株主の投票によって再任命または交代します。年次総会で監査役が任命されない場合は、後任者が任命されるまで現任監査役が継続します。

**Q 取締役の国籍を制限する法律や規制はありますか。**

**A** 会社の取締役の国籍に制限はありません。

## 株券

**Q 株券とは何ですか。**

**A** 株券は、会社の特定の株式数の所有権を証明する法的な書類です。会社から株主に発行され、通常は会社の取締役会長が署名し、社印が押されます。

**Q 株券は必須ですか。**

**A** いいえ、株券は必須ではありません。その代わりに、株式保有状況を証明する書類は会社の定款であり、会社の組織、所有権、ガバナンスの包括的な記録として機能し、MOCによって承認され、MOCに提出された物理的な株券よりも信頼できる情報源とみなされます。

## ドメインネーム

**Q** なぜ企業はドメインネームを登録しなければならないのですか。

**A** カンボジア商業省(MOC)と郵便電気通信省(MPTC)が2022年4月に発行した共同通達0837によると、カンボジアで登録されたすべての企業は、ウェブサイトや電子メールアドレスに国内ドメインネーム(.com.kh)を使用することが義務付けられています。さらに、MOCに商業事業の年次申告書を提出する際には、この国内ドメインネームのメールアドレスを提出しなければなりません。

**Q** カンボジアでの登録には何種類のドメインネームが提供されていますか。

**A** カンボジア電気通信規制機関(TRC)は、6種類のドメインネームを用意し、それぞれが特定の目的を持ち、さまざまな企業に対応しています。企業は以下のようにドメインネームを登録することが義務付けられています。

(“applied name”. com.kh): このドメインネームは営利企業、国有企業、企業のウェブサイト用に準備されています。

(“applied name” は設立証明書(COI)に記載された会社名と同一または類似している必要があります)。

**Q** ドメインネームを管轄する省庁はどこですか。

**A** 郵便電気通信省(MPTC)は、インターネット上の国家ドメインネームを管理する権限を有する機関であります。

郵便電気通信省のカンボジア電気通信規制機関(TRC)は、国家ドメインネームの使用を規制し、国家ドメインネーム登録証明書を発行し、国家ドメインネームに関連する情報を更新する義務を負います。

## 商標・商号

**Q** どのようなマークが登録可能ですか。

**A** 商標法では、マークを企業の商品またはサービスを区別することができる”可視的な標識”と定義しています。これには、特徴的な装置、ブランド、ラベル、署名、言葉、名前、数字、文字、ホログラム、立体標識、包装等が含まれます。”可視的な標識”という要素の意味は、米国やヨーロッパ等の他の法域では登録可能な音、匂い、味等の型破りな商標の登録を登録官が受け入れる可能性が低いことを示しています。商標法では、識別性を欠くもの、公序良俗または善良な慣習に反するもの、公衆を誤認させるもの、他人の優先権を侵害するもの等、登録できない商標のリストも定めています。

**Q** 商標法は”先願主義”と”先使用主義”のどちらを採用していますか。優先権を主張できますか。

**A** カンボジアは”先願主義”を採用しており、先に申請した登録者に独占的な権利と保護を与えます。商標登録の出願はMOCの知的財産権局(DIPR)に提出します。出願書はクメール語または英語で作成することができます。但し、当局の判断により翻訳を要求する場合があります。

提出日は、完全な提出書類が提出され、所定の手数料が支払われた日となります。パリ条約の下で先願に基づく優先権等、いくつかの例外は適用されます。

カンボジアで優先権を主張するためには、出願の段階で出願人はDIPRに対して優先権出願の事務所、優先権出願日、出願番号及び出願国等の優先権情報を提供する必要があります。

**Q** 登録商標はどれくらいの期間保護されますか。

**A** 一度登録されると、保護期間は登録申請日から10年間となり、10年ごとに更新可能です。

**Q 商標権者にはどのような権利がありますか。**

**A 商標法第11条に基づき、登録商標権者は以下の権利を有します。**

- 他人が自己の商品及びサービスに同一又は紛らわしい類似のマークを使用することを防ぐ権利。
- 商標に対する独占権。商標権者は、その商標をライセンス、フランチャイズ、または譲渡する権利。
- 登録商標を使用する無許可者に対して法的措置をとる権利。

**Q 自分の権利を侵害する出願中の商標を発見した場合、どうすれば良いですか。**

**A 商標出願が最終的に承認され、DIPRに登録される前に、商標出願に対する公開異議申立の機会が設けられます。**

**Q 自分の権利を侵害している登録商標を発見した場合、どうすれば良いですか。**

**A 商標が登録された後でも、その有効性に対する攻撃から保護することはできません。商標法には、登録商標の無効または取消事由が規定されています。**

**Q 正当な理由のない誰かによる自分の商標権の侵害を阻止するにはどうすればよいでしょうか。**

**A 権利者は、権利者の商標を正当な理由や許可なく使用する侵害者に対して民事訴訟または刑事訴訟を提起することができます。但し、商標法は法的手続が終結する前に侵害行為を停止させるため、税関留置や仮処分といった暫定的な救済措置も提供しています。**

登録商標の侵害に対処するために、以下のような措置があります。

- 侵害者に停止レターを送付するか、侵害者と個人的交渉を開始すること。
- 経済警察局、カンボジア模倣品対策委員会、または管轄裁判所の検察局を含む施行当局に苦情を申し立てること、または
- 関税法に従ってカンボジア税関総局にカンボジア国境を通過する侵害行為を停止するよう苦情を申し立てること。

**Q 著名商標には特別な保護がありますか。**

**A** 商標法は、著名商標について、他人による商標登録や使用を防止するため、以下のような保護を定めています。

- 未登録の著名商標については、同一または類似の商品・サービスに同一または類似のマークを使用することに対する保護があります。
- 登録著名商標については、登録著名商標の商品・サービスと誤って関連している場合、商標の利益に害す可能性があるため、同一又は類似でない商品・サービスにも保護が及びます。

**Q カンボジアで地理的識別、団体商標、商号は保護されますか。**

**A** 商標法は団体商標の登録と保護を規定しており、地理的識別は地理的表示に関する法律で保護されています。さらに、登録または未登録の商号も保護されます。

**Q 他人の商標を合法的に使用する方法はありますか。**

**A** 商標法は、商標権者の事前の同意がない限り、他人の商標を使用する方法を規定していません。この同意は書面（すなわち、ライセンス契約の形式）でDIPRに登録・記録される必要があります。記録及び登録されていないライセンス契約は第三者に対して効力を持ちません。

## 租税総局 (GDT)

### 銀行口座開設

**Q 新会社の銀行口座はいつ開設すべきでしょうか。**

**A** 事業登録申請者は税務登録承認書をデジタル形式で受け取ってから15営業日以内に銀行口座情報をGDTに提出する必要があります。そうでない場合、税務登録承認は自動的に取り消されます。

**Q** どの銀行がお勧めですか。

**A** カンボジアには選択できる大手商業銀行がいくつかあります。特にOriental Bank を口座開設にお勧めします。

Oriental Bankは、法人向けモバイルバンキング(MCorp)及び法人向けインターネットバンキング(ICorp)のプラットフォームを通じて柔軟な運用モードと連結財務諸表を導入し、バンキング体験を変革しました。リモート取引承認及びカスタマイズ可能な給与設定等の注目すべき機能により、財務管理効率が大幅に向上しました。セキュリティへのこだわりは、口座の可視性や定期預金の引き出しチャンネルの制御等の強化されたオプションからも明らかであり、会社にとって安全でパーソナライズされたバンキング体験を保証しています。

**Q** 会社の取締役が銀行口座を開設するために、銀行に出向く必要がありますか。または、取締役がカンボジアにいない場合、他の人が口座を開設することができますか。

**A** 会社の会長または取締役は、銀行口座を開設するために銀行に出向く必要があります。これは、銀行が通常、会長及び・または取締役に対して、本人確認と会社を代表して行動する権限の証明を要求するためです。但し、それが不可能な場合、銀行によっては取締役会の議決を提出することで、別の人が代理で口座を開設することを許可する場合があります。これは銀行の特定の方針によって異なります。

## 税務代表者のGDT手続き

**Q** GDTで税務代表者が完了する必要がある手続きは何ですか。

**A** GDTは、会社の税務代表者（すなわち、パテント税証明書及びVAT証明書に記載される権限のある人）に対し、写真撮影と指紋登録のためにGDTに来るように招待状を発行します。

**Q** どのような場合に、GDTは文書書類の提出を要求するのですか。

**A** CamDxプラットフォームを通じて登録が完了した後、納税者が不正確または不十分な書類で登録を行ったとGDTが判断した場合、GDTは納税者に対して追加情報や更新情報を提供する権利を有します。

納税者がそうしなければ、GDTはその納税者を登録のネガティブリストに載せ、納税申告が拒否される可能性があります。さらに、その人はプラットフォームを通じて他のビジネスを登録することを許可されない場合があります。

**Q** GDTでの手続き(写真撮影、指紋登録)に必要な書類は何ですか。

**A** 手続きのためにGDTに持参する必要がある書類は以下の通りです。

- パスポートの原本(外国人の場合)またはカンボジアIDカード(カンボジア国民の場合)
- 新会社の社印

**Q** 準備として、GDTが手続き中に尋ねる典型的な質問にはどのような質問がありますか。

**A** GDTに出向き、写真撮影と指紋登録を受けると、GDTの担当者はケースバイケースでいくつかの質問をします。以下は典型的な質問の一部です。

- 貴社の事業活動は何ですか。
- 会社での役職は何ですか。
- 現住所はどこですか。
- 会社の所在地はどこですか。
- 貴社の営業開始予定日はいつですか。



**Q** 新会社の取締役会の会長は特許納税証明書に記載されている人でなければなりませんか。

**A** 必ずしもそうではありません。会長がカンボジア国外に居住する外国人であり、手続き(写真撮影と指紋登録)を行うためにカンボジアに来る期限に間に合わない場合、MOCが認める取締役会のメンバーである代表者を書面で任命でき、代わりに手続きを行い、関連書類を提出し、特許納税証明書、VAT証明書、及び・または税務IDカードを取得します。

**Q** 支払わなければならない特許税の種類と金額は何ですか。

**A** 登録された企業は最初の事業登録時とその後毎年、各事業活動ごとに特許税を支払う必要があります。特許税は売上高または推定売上高に基づいて課税されます。

納税者の種類	特許税
小規模納税者	年間400,000リエル(約100ドル)
中規模納税者	年間120万リエル(約300ドル)
大規模納税者	<ul style="list-style-type: none"><li>年間最低300万リエル(約750ドル)</li><li>年間500万リエル(約1250ドル)、年間売上高100億リエル超</li><li>納税者が事業活動のための主たる事業所、企業の事務所、支店、倉庫、工場、または作業場を別の市または州に有する場合、300万リエル(約1250ドル)の追加税が課されます。</li></ul>

**Q** 上記の特許税カテゴリーの適格基準は何ですか。

**A** GDTは納税者を以下の3つのカテゴリーに区分しています。

1. 小規模納税者は個人事業主またはパートナーシップがありません。
  - 農業、サービス、商業分野で年間売上が2.5億~10億リエル(≒62,500USD~250,000USD)
  - 産業分野で年間売上が2.5億~16億リエル(≒62,500USD~400,000USD)または年間総資産2億~20億リエル(≒50,000USD~500,000USD)

- ・ 年間のうち連続する3ヶ月の売上が6千万リエル(≒15,000USD)超
  - ・ 翌3ヶ月間の売上見込みが6千万リエル(≒15,000USD)超
  - ・ 市場の出店管理を含め、商品またはサービスの供給に関する入札または見積りに参加すること
2. 中規模納税者は
- ・ 年間売上高
    - 農業分野で年間売上が10億～40億リエル(≒250,000USD～1,000,000USD)
    - サービス、商業分野で年間売上が10億～60億リエル(≒250,000USD～1,500,000USD)
    - 産業分野で年間売上が16億～80億リエル(≒400,000USD～2,000,000USD)
  - ・ 年間総資産
    - 農業、サービス、商業分野で年間総資産が10億～20億リエル(≒250,000USD～500,000USD)
    - 産業分野で年間総資産が20億～40億リエル(≒500,000USD～1,000,000USD)
  - ・ 法人登録された企業、駐在員事務所
  - ・ 地方政府、協会、NGO
  - ・ 政府機関、在外領事館及び大使館、国際機関や外国政府の技術協力機関
3. 大規模納税者
- ・ 年間売上高
    - 農業分野で年間売上が40億リエル超(≒1,000,000USD)
    - サービス、商業分野で年間売上が60億リエル超(≒1,500,000USD)
    - 産業分野で年間売上が80億リエル超(≒2,000,000USD)
  - ・ 年間総資産
    - 農業、サービス、商業分野で年間総資産が20億リエル超(≒500,000USD)
    - 産業分野で年間総資産が40億リエル超(≒1,000,000USD)
  - ・ 外国企業の支店、多国籍企業の子会社
  - ・ QIPの認可を受けた企業

## 税務代表者によるGDT手続きの免除

- Q** 手続きで収集した情報(写真撮影や指紋登録)は異なる会社であっても同じ取締役であれば、パテント税に移転されますか。
- A** はい、そうです。新会社の代表者がすでにカンボジアの他の会社で写真撮影と指紋登録の手続きを完了している場合は、再度手続きをする必要はありません。
- Q** 会社の取締役が辞任した場合でも、代表者が同じ人であれば、パテント税上、情報を移転する必要がありますか。
- A** 税務代表者が辞任した場合、新会社に情報を移転することはできません。この場合、税務代表者はGDTに対して再度手続きを行う必要があります。

## ビザの種類

- Q** 外国税務代表者がカンボジアに来てGDTで手続き(写真撮影と指紋登録)を行う場合、必要となる特定のビザの種類はありますか。
- A** GDTの手続きを行うためにカンボジアに来る場合、2つのビザの選択肢があります。
- 1. 観光ビザ(Tビザ)：** このビザはカンボジアに30日以内の滞在を予定している外国人を対象としています。
    - ・ 費用：約36ドル
    - ・ 期間：30営業日
  - 2. ビジネスビザ(Eビザ)：** このビザは、カンボジア滞在中にビジネス関連活動に従事するビジネス旅行者のために特別に作られています。
    - ・ 費用：約42ドル
    - ・ 期間：30営業日

一般的に、主に手続きのためにビザが必要な場合は、観光ビザの取得をお勧めします。

**注意：** 到着時にビザを取得することは可能ですが、予期せぬ問題を避けるため、渡航前にオンラインでビザを取得することをお勧めします。

## パスポート問題

- Q** パテント税の代表者のパスポートの有効期限が切れていても問題ありませんか。
- A** 税務代表者のパスポートの有効期限が切れている場合、税務代表者は新しいパスポートの確認書を作成する必要があります。そして、GDTでの証明のために新しいパスポートと有効期限が切れたパスポートの両方を提示する必要があります。

## GDT申請書

- Q** 法人申請書と個人情報申請書を提出する目的は何ですか。
- A** 法人申請書(101-P2): GDTが法人の税務情報の更新手続きを行う際に必要となります。この申請書には社名、住所、株主、メールアドレス、電話番号等の法人の一般情報が必要です。  
個人情報申請書(101-B): GDTは、各株主または株主代表の一般情報(メールアドレス、電話番号、住所等)を取得するために、この申請書を要求します。
- Q** 同じ人が複数の役職を兼任している場合、複数の個人情報申請書を提出する必要がありますか。
- A** 個人が会社の定款に複数の役職を兼任している場合(個人株主と取締役等)、兼任する役職ごとに別の申請書を提出する必要があります。
- Q** 納税申請書には署名と拇印の両方が必要ですか。
- A** 署名と拇印の両方は必要ありません。GDTは青ペンを使用した署名のみを要求します。他の色のインクを使用した署名は拒否されます。
- Q** 誰がパスポートまたはカンボジアIDカードのコピーにサインする必要がありますか。
- A** 各個人はパスポートまたはカンボジアIDカードのコピーに署名し、パスポートまたはカンボジアIDカードの真正コピーであることを証明するには、社印を押す必要があります。

## 連絡先・メールアドレス

- Q** 会社の連絡先情報に特に必要なものは何でしょうか。メールアドレスですか。電話番号ですか。
- A** GDTの最低限の連絡要件は、税務に関する連絡に使用できるカンボジアの電話番号（例：012-XXX-XXX）を会社が持っていることです。メールアドレスは、便利で推奨されていますが、必須ではありません。

## 労働職業訓練省(MLVT)

### 従業員の割合 – 採用 – 労働時間 – 会社のマーケティング

- Q** 外国人労働者の割合の適用を受けるには、従業員の何パーセントがカンボジア人でなければなりませんか。
- A** 外国人労働者は全従業員の10%に限られます。
- Q** 外国人の割合の申請期限はいつですか。
- A** 通常の年次リピート割合の申請期限は毎年11月末で、9月から申請を受け付けています。初めて申請する場合は、会社登録が完了すればいつでも申請できます。
- Q** 企業は外国人従業員の割合を超えることができますか。
- A** 企業は、その職場で適切な資格を持つカンボジア人を十分な数見つけることができない場合、10%割合を超えて外国人従業員を雇用することができます。
- そのためには、雇用主は特別な条件の下で割合を超える要求を提出する必要がある、これは MLVT の裁量により承認されます。
- Q** 会社を設立するための従業員数は決まっていますか。性別は。国籍は。
- A** 従業員の性別や国籍に関する法律要件は、外国人従業員の対総従業員比10%以下という点を除いてはありません（前述の質問参照）。企業は、カンボジアの労働法を遵守する限り、仕事のニーズや要件に基づいて多様な人材を自由に雇用することができます。

**Q 従業員の1日当たりの労働時間、1週間当たりの労働時間に関する要件は何ですか。**

**A** 通常の労働時間は1日当たり8時間、1週間当たり48時間を超えることはできません。勤務スケジュールは、各企業に応じて雇用主が設定することができます。ただし、シフト制の場合、午前と午後のシフトのみ分けることができます。

**Q 会社はいつ従業員を採用できますか。**

**A** 技術的に、労働職業訓練省 (MLVT) から事業所開設申告書を受理した時点で、従業員を採用することができます。ただし、商業省 (MOC) への登録が完了した時点で、従業員を採用する場合があります。

## 国家社会保険基金 (NSSF)

**Q 会社はNSSFに登録する必要がありますか。**

**A** 労働者・従業員を雇用するすべての企業は、労働者・従業員の登録とともに組織を登録し、職業リスク及びヘルスケア制度及び年金制度の拠出金をNSSFに支払う必要があります。このプロセスはCamDXプラットフォームを通じて電子的に行われますが、事前にMOC、GDT、MLVTの登録ステップを完了させておく必要があります。

**Q NSSFに登録したものの、まだ従業員を採用していない場合、会社はどのようなステップを取るべきでしょうか。**

**A** NSSFに登録していますが、まだ従業員を雇用していない企業は、従業員を雇用するまで毎月の拠出金の支払を一時停止するよう求める文書をNSSFに提出する必要があります。

**Q NSSFに登録した後、企業はどのようなステップを踏む必要があります。**

**A** NSSFに登録した後、企業は従業員にNSSF会員カードを登録するよう指示する必要があります。

**Q 社会保障及びNSSF拠出金の率はいくらですか。**

**A** 現在の社会保障及びNSSF拠出金の率は以下の通りです。

- **職業リスク:**従業員の月給の0.8%。
- **ヘルスケア:**従業員の月給の2.6%。
- **年金制度:**
  - 最初の5年間:従業員の月給の4%を雇用主(2%)と従業員(2%)が折半で拠出します。
  - 6~10年目:従業員の月給の8%を雇用主(4%)と従業員(4%)が折半で拠出します。
  - 11年目以降:10年ごとに2.75%引き上げられ、雇用主と従業員の拠出は比例して増加します。

**Q 拠出金の月給の最低額と最大額はいくらですか。**

**A** 拠出金の最低月給は400,000リエル(約100米ドル)、最大月給は1,200,000リエル(約300米ドル)です。

**Q NSSFの毎月の拠出金支払期限はいつですか。**

**A** 期限は毎月15日です。雇用主は前月分の拠出金を当月15日までに支払わなければなりません。

Andersen in Cambodia is the Cambodian member firm of Andersen Global, a Swiss verein comprised of legally separate, independent member firms located throughout the world providing services under their own name or the brand “Andersen,” “Andersen Tax,” or “Andersen Legal.” Andersen Global does not provide any services and has no responsibility for any actions of the member firms, and the member firms have no responsibility for any actions of Andersen Global.





ANDERSEN®